令和〇〇年(ワ)第〇〇〇〇号，令和〇〇年(メ)第〇〇〇〇号

瑕疵一覧表（令和〇〇年〇〇月〇〇日原告作成，令和〇〇年〇〇月〇〇日被告記入）

事件番号につき，訴訟の事件番号以外に調停であれば，調停のの事件番号も記入してください

番号	項目（場所，箇所）	現状				あるべき状態と根拠					補修費用等					
		施主側（原告）		施工者側（被告）		施主側（原告）			施工者側（被告）		施主側（原告）			施工者側（被告）		
		主張	証拠	主張	証拠	主張	証拠	根拠	主張	証拠	主張	金額	証拠			
1	基礎	･･･の位置において布基礎のかぶり厚が4cmしかない。	甲1のうち〇頁及び写真No.1	否認する。原告のかぶり厚の測定は，･･･の点で正確性に欠ける。被告が正しく測定すると，かぶり厚は6cmである。	乙1のうち〇頁及び写真No.1	基礎のかぶり厚は，捨てコンクリートの部分を除いて6cm以上としなければならない。		建築基準施行令79条1項法令違反	基礎のかぶり厚が6cm以上としなければならないことは認める。		かぶり厚を確保するためには，･･･する工事を施す必要がある。	3,000,000	補修方法につき甲3の1頁，補修費用につき甲3の10頁No.1	補修の必要はない。	0	乙1の〇頁及び写真No.1
2	1階居間と茶の間	1階居間と茶の間に7mmの段差がある。	甲1のうち〇頁及び写真No.2	否認する。段差は最大で4mmである。	乙1のうち〇頁及び写真No.2	本件住宅は機構バリアフリー割増融資対象住宅であるから，同部分の段差は3cm以内とすることを要する。	甲2の5頁黄色のアンダーライン部分	構造バリアフリー構造に係る基準4条法令違反	状は施工誤差の範囲内であり，違反はない。		茶の間床を貼り替える工事が必要である。	750,000	甲3の10頁No.2	補修の必要はない。	0	
3	2階階段	設計図書で定められた非常灯が設置されていない。	甲1のうち〇頁及び写真No.3	認める。	乙1のうち〇頁及び写真No.3	･･･という種別の非常灯を設置すべきである。	甲2の2頁黄色のアンダーライン部分	仕上表〇頁〇項にはその設置が明示されている。約定違反	認める。		･･･製の非常灯を設置する工事を行う。	50,000	甲3の10頁No.3	認める。ただし，原告が指摘する見積のうち･･･については高すぎる。せいぜい，2万円をもって足りる。よって総額は原告主張額より1万円は安くなる。	40,000	乙2の〇頁
4	屋上塔屋	屋上から塔屋に入る出入口のドア部分の立ち上がりが3cmになっている。	甲1のうち〇頁及び写真No.4	工時は5cm程度確保されていた。その後，施主が工事した結果3cmとなった。	乙1のうち〇頁及び写真No.4	屋内への漏水を避けるために，立ち上がり部分を15cm程度設けるべきである。	甲2の6頁黄色のアンダーライン部分	社会通念上，求められる技術水準である。施工不良	否認する。立ち上がり部分が絶対15cm必要ということはない。	乙3の2頁〇行以下	立ち上がり部分を再施工しドアを交換する。	500,000	甲3の10頁No.4	補修の必要はない。	0	
	合計											4,300,000			40,000	

作成者・作成年月日を記載してください。その後，一覧表のやり取りの過程で，加筆・修正等をした場合は，その履歴（年月日，加筆，修正者）を記載してください。

瑕疵に関する証拠の引用については，できるだけ図面や写真による特定をお願いします。

＊1　基礎，外壁，1階玄関，洋室1，和室1，…，2階，屋根というように，現地見分順序を想定し，主張する瑕疵の部位ごとの順番で記載するようお願いします。
＊2　証拠は，号証，具体的な頁，必要に応じて該当箇所のラインマーカーによる特定をお願いします。
＊3　あるべき状態とその根拠には，履行を求める状態とその根拠（契約，建築基準法等の法令，住宅金融支援機構基準，技術水準等）を具体的に記載してください。